

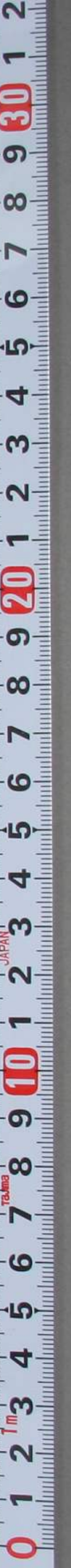


武家嚴制錄續篇

自十八至
二十一

田藩

73
6534
17



門 73
號 6534
卷 17



武家嚴制録續篇卷二十八
享保十二年分



昭和十四年
一月十九日
購求

関八列の内猪鹿狼荒い山方者自今預次才鉄炮
何志成其指是は乃鉄炮改相新の指是は尤不
之者主中射之標之之換がきく之中射の折は何
乃等之鐵は只今之之通之相心は右之趣關八列
内赤願者亦代官私願志寺社願を其支配
急方之中波は

未四月

光

一 今度於東叡山沙法事申おとす通立合内実合
可云は勿論栲向と鎖或は終合或は繩子等
者と可為三用也

一 沙法申申書法書物礼法申申及信書申申

六月

と度 淨園院栲向一周沙法申申表向

と西と不及赤指申申又沙法事申申海

沙法清符申申お江志申申

六月



松平加賀守

松平潜政守

井伊掃部頭

牧野永成守

酒井潜政守

右方来月法法申申何申穢暎沙水菓子と度
と然と申申精進あり申申青紙と不及也

一 右方亦在存申申石心と申申申申のよ不及也
事相海沙糖と申申申申申申申申申申申申
右と通と申申相在申申也

光

一 来年四月、日光山に 御齋詣可申候事云
作申付身、所祝候時十分趣申候事

一 西九台、所祝候明日趣申候事

右、所祝候老申着奉寄申付候事云々
但、万石以上、病氣初少候事、月書、老申
對する事、使者、云々候事

一 左、園芝色、西、安隱居、西、飛札、云々候事、對する事
先、上、指申、云々候事

七月十七日

先年、日光山に 御成、長詣向、御方、西、云々
奉申候、云々相觸、云々味、快、西、来、月、廿、日、云々、内
云々指申、云々候事

七月廿二日

追、先年、云々相觸、云々、云々、云々、子、陳、云々、性、西、那、云々、候事
候、云々、云々、中、肉、可、云々、云々、候事

七月廿二日

来年、四月、日光 所、社、齋、詣、申、候、事、云々
向、方、書、付、身、云々、相、觸、云々、相、觸、云々、候、事、云々

八月

先年 日光山 浄社系に於て申勤言
事當をいふ所状面に於て^然尚月中我亦いふことある
公の勤方亦相知らるる其後申勤來廿七日に自
之指おをいふ所同例に於て相違をいふこと申状順
違とありしより相違あり

八月十七日

松平お換書

日光山浄社系所用之面一忌服に於て申
四月 浄社系中之忌服禪の申之志不及
之通に於て所用お替りし後服禪に内所用之

浄山之抄紙に於て志至千之云相違あり
右之通進く 浄社系所用之 作對之面之来
之通に於て相違あり

七月

清揚院様書十四部志

元

来十日大故に列言増上寺
清揚院様書 浄社系所用之 浄社系所用之
列言勤之面に於て相違あり 申状順

能くとも方より

一 所成市道筋より又大書所内書より南書列列及
所動の形書より所方 所成市道筋

所目通るを要するもの列列動うを改する趣も書
す

但大の内様田西丸大の所内書より所方より様田

但大の書より南書帳書より列列事務及び

何も依る者も続つて連

一 列列動うを改するに及ぶ後急所改められ能く
も方よりつて終つて

九月十日

元

一 去年利根川荒川江川鬼怒川小川犀川及び水書
清身内書用武元常陸守御書房より続下終つて
改をりい書付入用令する内指す

公儀よりおしめしめられたる六ヶ國所願私所社願より所
より首名身限れ交するものあり方元より南未十月と限
上納の旨より所代友日申され所願は所願は又後最在
た要り一人より納り

一 寺社所分所科所下より所代友日申され所願は所願は

一 遊業... 松^中地... 是又右... 後... 自... 二... 兩...
一 降... 順... 其... 村... 其... 古...
右... 親... 全... 細... 海... 之... 路... 順... 之... 別... 紙... 葉... 之... 也...
本... 村... 涉... 劫... 定... 常... 務... 者... 之... 也... 古... 社... 順... 儀... 之... 有... 通...
定... 業... 之... 五... 五... 分... 之... 也... 似... 皇... 地... 以... 古... 社... 順... 之... 業... 加... 以... 其...
指... 其... 中... 也

本 九月

清 劫定所

一 高... 全... 相... 洪... 也... 神... 代... 友... 之... 業... 順... 之... 業... 對... 於...
德... 沖... 劫... 定... 常... 務... 者... 之... 也

一 高何種 何小何歌 何村

相... 於... 高... 遠... 高... 善... 改... 書... 新... 同... 在... 也

一 高何種 何國何歌 何村

但... 大... 同... 也

高... 大... 何... 種... 也

此... 高... 後... 全... 何... 種... 但... 高... 首... 之... 有... 限... 九... 女... 下... 之... 也... 十... 七... 也

一 高何種 何國何歌 何村

此... 高... 後... 全... 何... 種... 也

一 高何種 何國何歌 何村

此高及金何程

右同の

右と云々年逢新根川荒川冠也川小兒川摩川通也善徳
身何云云致金書面と通願知村と云々社所と云云
所代官准方との相納

年号月日

准由年

准下

御勅定所

去年年富士川安部川と新川摩川酒白川お押川也
御善清身は用と後河遠江之河伊勢伊豆相押
申也文信濃と同致云々の旨も大入用金と云々の旨も
一と致 乙致と指加に余々右分國中願私願と

社願た不強云々百名身金貳歩銀指と云々下り村
と云々一南末と一月と限と云々の旨も云々御代官
倉田伊右衛門松平九郎右衛門山田源右衛門三人の内と
云々の納

一と社願と云々の旨も云々其市と云々の旨も云々私
願也云々の旨も云々の旨も云々の旨も云々の旨も云々の旨も
代官の内との旨も云々の旨も云々の旨も云々の旨も云々の旨も

一社願と云々の旨も云々の旨も云々の旨も云々の旨も云々の旨も
云々の旨も云々の旨も云々の旨も云々の旨も云々の旨も云々の旨も
云々の旨も云々の旨も云々の旨も云々の旨も云々の旨も云々の旨も
書付御勅定に旨のと指書と社所と儀と云々の旨も云々の旨も云々の旨も

一 此は... 社... 指...
一 此は... 社... 指...
一 此は... 社... 指...

未月

是

一 高何社

何國何社

何村

一 高何社

此は... 社... 指...

何國何社

何村

高何社

此は... 社... 指... 申...

申...

外

一 高何社

何國何社

何村

高何社

何國何社

一 高何社

何國何社

何村

高何社

何國何社

右者... 社... 指...
川... 社... 指...
村... 社... 指...

申...

申...

社... 指...
社... 指...

利根川江戶川小貝川荒川越前川を境亦百姓家立
の成り得る中候候中もと築立百姓居住し不
法来し候り候し官立に成り候し一有し自今新屋敷
振付候備中候に於て他後并破損修葺候事
仕向候に付關八町目全有し河原七所成官私
地所急を了す候上

七月

光

一 本年四月 日光迄供へ向し清田地町方へ雇ひ加
へ者諸用雇賃限一歳一切高直に改め候事
候上

一 相觸 日光迄系へ直取斗並ふに取
其身持方より雇賃若くは賃限高直に改め候事
候上
いし町奉行不仕度可仕候に奉り相觸候事
候上

一 武士方 一季居候事久人五年二月に依り
此方只今迄に後人より借付仕立候事
候上
いし相觸候事
在し
守

未 十月

右通之云相解

武士方得合之近者必合今之徳貞お上あし毎
組合お封之請負は青人てふ付の年毒月毒
儀者組合、合此方只今之通、向後組合
中取丸人てふ定、其取丸と名乗、此毒人丸
依違吟味老人まゝ、病人行、名定、此毒人丸
法之、此徳てふ付、其細、成、少、是、原、事、是、不
相波、勘、之、情、之、相、合、也

但乃丸之南、名、年、毒、月、毒、也、此、也

右通 諸向之云相解 以上

未 十月

高家流

鷹向話同好子

清奏者毒同好子

兼之向法親類同好子

布衣以上

西丸方云々

大納言権御方故之為執、い、為、清、後、後、明、清、能、也

御付、是、在、清、目、の、付、何、也、是、物、之、付、是、也、
御付、是、也、

の... 半橋者用... 爲... 地... 既... 了... 其... 解...

十一月廿一日

於... 到... 種... 子... 其... 外... 之... 後... 何... 形... 規... 後... 之... 者... 不... 達... 之... 夫... 之... 後... 子... 細... 有... 者... 其... 以... 水... 之... 地... 改... 而... 其... 石... 之... 後... 令... 古... 來... 之... 後... 之... 例... 智... 由... 水... 之... 在... 其... 右... 之... 紙... 抄... 之... 水... 若... 遠... 宵... 之... 年... 正... 之... 名... 之... 亦... 不... 急... 矣... 之... 由... 事... 之... 上...

十一月

光

今... 於... 院... 中... 以... 平... 相... 換... 之... 後... 之... 國... 事... 之... 自... 願...

西... 來... 四... 月... 日... 光... 湯... 社... 集... 至... 所... 以... 存...

河... 城... 之... 事... 以... 及... 湯... 之... 事... 方... 之... 後... 亦... 相... 換... 之... 後... 之... 事... 也... 十一月廿一日

元... 山... 之... 概... 所... 畫... 町... 邊... 燒... 依... 之... 屋... 爰... 之... 小... 屋... 之... 作... 依... 傍... 之... 水... 邊... 湯... 之... 事... 也... 是... 之... 合... 之... 事... 也...

右... 之... 類... 向... 之... 下... 之... 水... 解... 之... 事... 也... 上... 田... 之... 事... 也... 方... 之... 事... 也... 也...

十二月

一歳書、乃所後成中、若年定中、言其紙、後在、
亦務、其、牙、不、五、合、後、之、各、也、

年、改、者、之、七、日、是、内、太、何、之、合、格、務、分、年、集、

付、風、烈、之、言、之、礼、之、用、也、

右、亦、之、打、解、通、儀、者、大、勝、之、儀、之、後、也、

十二月

武家嚴制條續篇卷之十九

享保十三戊申年分

諸大名、之、知、水、之、儀、指、帶、之、儀、杖、持、之、者、各、別、存、也、
積、之、之、儀、水、之、儀、後、儀、之、儀、同、儀、但、其、之、儀、也、
諸、事、指、引、之、儀、七、事、之、儀、之、儀、者、之、儀、之、儀、也、
帶、之、儀、也、

正月

右、通、諸、大名、之、可、之、初、解、之、儀、也、

一、日、之、儀、之、儀、之、儀、中、之、儀、之、儀、之、儀、之、儀、也、

之、儀、之、儀、之、儀、之、儀、之、儀、之、儀、之、儀、也、

一 子負繩升武具於堂中
 一 出家女并前髮有女直字配方之自散之相通
 右通方石以上之言事也為心乃方石以下并老中
 子配之分可多可少相逢通也

二月

一 大納言御湯袍儻之存
 一 西九、水鏡湯、核通、明二、湯之家始也、方、任事
 一 湯本丸也、湯、柳、行、湯、柳、忍、使、自、西九、去、任、任、宅
 一 城、之、事

一 病氣知少、而、之、所、本、九、月、毒、先、中、且、射、馬、守、方、日

使者之言指越之事

一 在園在色、而、於、方、石、上、使、礼、之、言、越、其、外、老、花
 礼可云及越之事

一 在學人、隱居、高、之、所、本、九、月、毒、老、中、且、射、馬、守、方、日
 使者之言指越之事

一 在園在色、隱居、高、之、所、本、九、月、毒、老、中、且、射、馬、守、方、日
 明之方、湯、酒、湯、之、為、自、近、若、無、射、馬、守、之、使、名
 下、之、越、事

右通可云相觸也

三月

為心酒中在... 不及... 仕... 由... 是... 又

大目付中... 中... 國... 以上

以道狀... 居... 上... 地... 系... 東... 三... 再... 九... 乃... 親... 酒... 樽

了... 後... 仕... 有... 今... 於... 殿... 中... 大... 目... 付... 中... 三... 斗... 米... 付... 取

了... 乃... 酒... 之... 也... 無... 多... 乃... 以... 杖... 為... 安... 倉... 由... 五... 斗... 三... 斗... 以上

三月二十

大酒言... 極... 在... 酒... 夜... 疾... 酒... 湯... 之... 乃... 召... 酒... 祝... 儀

二方柳

大酒言柳

二種... 之... 前... 苑

十方石以上

一種... 一... 荷... 之

五方石... 九... 万... 九... 子... 石... 之

一種... 苑

三... 方... 石... 四... 万... 九... 子... 石... 之

右... 通... 酒... 湯... 之... 乃... 召... 以... 聖... 訓... 之... 時... 四... 時... 之... 内... 献... 上... 之... 乃... 之

大酒言柳... 之... 新... 上... 物... 之... 乃... 免... 下... 三... 斗... 石... 之... 在... 因... 互... 色... 之

而... 者... 於... 南... 地... 乃... 召... 其... 存... 以... 使... 不... 酒... 後... 三... 斗... 石... 之... 以上

三月

大酒言柳... 酒... 湯... 之... 乃... 召... 以... 為... 酒... 祝... 儀... 之... 上... 三... 斗... 石... 之

想... 出... 仕... 吏... 之... 乃... 免... 之... 有... 宅... 概... 之... 至... 為... 事... 日... 中... 律... 之

乃... 著... 用... 之

但病氣幼少隱居之面、且番老中、且對馬守定、
引傳者所役儀可申上

右之類可互相解申上

三月

有章院振身許十三回忌、當月許九紙

一 此許書付式通、松平右軍、更存出後、成る字、只

間て其得意

一 来晦、仍列之、湯方活動、之成、其否、儀、後、洛、之、書

付、南、其、之、之、内、上、田、周、防、之、方、之、中、之、之、之、之、之、

内、席、名、残、根、湯、浦、通、至、て、之、之、之、之、之、之、之、之、之、之、之、

可互相返申上

三月

先

当月坊上寺

御靈屋台

御祭詣

一 國持、京、京、心、之、元、沙、澤、代、景、以、下、之、面、之、長、冠、中、記、名、之、

当月晦日坊上寺、之、有、豫、祭、也

但、御、屋、庭、之、面、之、者、父、名、之、者、中、之、之、豫、祭、事

仍列之申上

一 御澤代宛

一 申大名

一 鳳之向治第方縁類語

一 奏者書

一 諸大夫之治役人亦

右衣冠之治役人亦力節之南月時日増寺之被
所制事

右河養治者統言連心

三月

光

一 供奉行列諸大夫斗

一 固持四品以上并僧徒四品以上縁系唐門

御目見之事

一 鳳之向四品以上縁系 勅額門外 御目見

一 高家者五人伏在行列

三月

光

乃石以上諸苗以法役人法方吏斗

光

一 尚月於増寺御法事申あし進或日立合月合
可為之用事

一 沙法事申普清鳴物系礼法事不相止不及

二月

於增上寺沙法事

二月

廿六日

初日

廿七日

中日

廿八日

結願日

高家衆

鷹之向治同嫡子

沙奏者書同嫡子

菊之向沙縁類治同嫡子

沙布丸
西丸

布衣之上沙役人

大納言縁沙病瘧云提沙使然為沙儀儀時廿二日沙能
云作符山石何後亦知足物之仕有云何云魁斗同長袴
着用外半河也 城山松之云相達山丸西丸布衣之上
上も之云遊在の上云

二月廿二日

一 尚二月晦日沙法事相海 所契全日 沙奏諸良縁
衆供奉之西之還所以後相礼之云々
縁衆供奉之西之志速云將衆大故布衣之住家東

無官者長袴又々可くは袴を糸指はるは度也袴
忌は是迄は糸指は相残多く日月翌二日也日
内込合ふ中根お考(傍)糸指はる事也

是

- 一 三万石以上は通指致し方丈上の事也
- 一 三万石以下は子石以上は使ふに對斗目は袴
四時九時(内裏)通指致し方丈上は納事
- 一 一は申(通)使ふに對斗目は袴九時八時(内裏
内)通指致し方丈上は納事

右通日月翌日可く致し

御番眞献也

- 一 白銀拾枚 六拾万石以上
- 一 同日 五枚 二拾万石以上
- 一 同日 三枚 拾万石以上
- 一 同日 二枚 五万石以上
- 一 同日 一枚 二万石以上
- 一 同日 二枚 一拾万石以上
- 一 同日 一枚 五万石以上
- 一 同日 二枚 二拾万石以上
- 一 同日 一枚 一拾万石以上
- 一 同日 二枚 五万石以上
- 一 同日 一枚 二万石以上

白銀之校 以之

二月廿二日

免

- 一 尚日月日光 御社祭身道中志勿漏日光也伊
飛御之相向也穢極故之也用之
- 一 伊留守申在府之大名之日一夜之伊留守宅上
相親也穢極也
- 一 大納保也穢極也伊留守申之夜社對之也
相向也
- 一 在府之大名所書到也伊留守申之夜社對之也
相向也

- 一 還御伊留守之日夜在書火之元意迎出火也
人校之消留也
- 一 御成伊留守也伊留守之官類同編子也
以法也伊留守申御目見之也
- 一 右之尚也 御目見之也
- 一 御成之時 是也 御目見之也
- 一 御成之時 是也 御目見之也
- 一 在國之免也 是也 御目見之也
- 一 馬守之也 是也 御目見之也

老中對馬守に使札にて先誠
右に通り相違ひ若年寄申す記し申す自存の御事
板中後より申す候に付

二月

日光 御社祭沙苗申

沙妻去書

之人

二重行

之人

大同身

之人

右に御書に其外將沙及人との苗番諸般泊番亦御用
之に由及人今不及登々候

右に高き志帯に遊也 城守申若年寄申指書沙
選書より事

一 諸元 御本九諸日不及 沙苗申西九に及為
竊 沙機廻らる事

一 沙苗申式日之令月寄令大延行有之事

一 所勤書之若者其外代り之志痛氣に及痛子あり
面之者痛子相勤申代り之志家生可相勤の諸書以
法物取小勤に及之何と同役の月令らるる相勤事

一 所勤書西に書角一及らるる泊番に及の常二千員代
出向大申苗申と力代りにお勤に

大正御門

内極田御門

坂下御門

紅糸山御門 并 尾車御門

右の御門は河内切平の御門に比して、此の御門は、
此の御門の後に、此の御門の御門に、此の御門の御門に、
此の御門の御門に、此の御門の御門に、

大正御門の内極田御門坂下御門大正御門の御門に、
此の御門の御門に、此の御門の御門に、

田安御門

清水御門

馬場先御門

右の御門は、此の御門の御門に、此の御門の御門に、
此の御門の御門に、此の御門の御門に、

寺免御門

右の御門は、晝夜大正

月光院極田御門平次御門の御門に、此の御門の御門に、
此の御門の御門に、此の御門の御門に、

外極田御門

和国御門

竹橋御門

維子橋門

一橋門

神田橋門

常盤橋門

兵服橋門

飯沼橋門

教寄屋橋門

日比谷門

右之門にてもなる六時入切の在る者、糸山元水居馬下
下之若火事之節、若早速門、罷事、火消志勿漏其不之

往來有之概可立致也事

右之通向は先申支配之分、且相違は若事寄支配若
所同分、相違は概平後、若之相違也事

三月

松平加賀守

松平淡後守

井伊掃部守

牧野水後守

酒井強後守

菊月 有章院極之面、急事法事、由執事所法

事申お伺ひ候様事し承蒙子少平蒙子内一及之候上
此等様事は少者未及候上

右外左方石心より及候物少法事お候御精
進ゆ少者未及指上
右と申うは相觸候上

三月

是

一 唯今道日光心 御名代等相触候上 御宮元

之候事は少平承蒙事

一 向後日光心 御名代等相触候上 御名代等相触候上

御宮元候御預候事は 御名代等相触候上

申三月

是

日光心承蒙候上 御宮 御名代等相触候上
先例共其候事は相觸候事は承蒙候上

御宮候御預候事

指方石心

五万石心

之方石心

御名代等相触候上

御名代等相触候上

御名代等相触候上

御名代等相触候上

拾万石以上 課外枚
 五万石以上 同三枚
 三万石以上 同三枚

右と通うる款之事

万石以上と通うる通達之事

今度日光山 所社奉相席 還所以後万石以上
 面々未日光山系清之と事と連て可有奉清飲山宛宛往
 不及其後山以上

二月

今度清法事相席以上月日越出は俄々奉月朔日月次清
 礼正何處は居後山以上相達以上

二月

明海日増上寺 有章院極清靈厄止所奉清法事
 五時正間極奉所列し面々若其乞得与 清光山在越後
 可以相達以上

但常毎可任事

二月廿九日

上度日光 冲成中洲 還所以後清法款上物
 三種之荷 二拾万石以上

鬼_二種二_一荷

二種二_一荷

一種一_一荷

西_九種一_一荷

一種一_一荷

鬼_一種一_一荷

一種一_一荷

拾万石以上

五万石以上

一万石以上

奉安外右左通以使者居屋極可以朝上至有五色
之向先心尚也者一_一上
婦子隱居之向女物上物不及以以上

日月

國持

萬石以上

右以後七日六半時也 城以極一_一相室以股涉給麻布
一_一之者周也

但日光出時活動書古海以表向向者及也 城以

日月水日

東上可一夜成利不整上旨 冲成相海也者 冲浦若
各別借奉之向也信也同佛外者一切冲城以左助
進奉相通之可去方了以相也均事

四月十二日 出河内表向尾山六寸时抄
右、通向、口可正相解心

一 河内子及河内書付、通河出江、成所好也

一 河内駕、河内送相解心、河内、河内、河内、河内

大納言梅口、成、河内、河内、河内、河内、河内

四月十一日 六月付

一 日光山 河内駕、日

外橋田河内、外

馬場先河内、外

右下馬、事

内橋田河内、外

右下案、事

但 河内河内、者、河内、通事

一 還河、日

右河、日

但 河内河内、可、河内、通事

右、通向、口可正相解心、上

四月

日光山 河内、河内、河内、河内、河内、河内

河内河内、河内

河内

下案檄前

浙後代大各同稿子

沙玄園前

活元同稿子大

因沙門外中門道

菊同係類活同稿子大

百人組書前

右書以五書以

石外占殿中抄前

浙同見

還沙之名也右同以

右通言占相在公

沙安駕心後於 浙本九出上之面

右納言極 浙歷至 浙同人文公席

沙東書院通

溜詰

西湖同係類

之家元活元

沙東書院占勝中一方

希溫官 但沙襖之初分同至公

沙護代大各同稿子

活元 內稿子

菊同係類活

其外諸書以

活物以借收人

沙書有字

二月廿六

一 明後十六日 卯本九月並不及出法方甚候下也
相違以上

四月十二日

一 廿一日 還許之矣 卯日人出公面九時前探
以方午候回上可出也
一 許法代也 卯日人出公面候六時先車而
相極以傷而上可出也
但君雨六日者 卯日人出公面候六時先車而

四月十九日

國持子嫡子
万石以上嫡子
之家
許為子居
諸書改諸物以
布衣上許汝人
右之度日光山 卯日人出公面候六時先車而
共六日半時也 城極上可出也
可有者用公也 卯日人出公面候六時先車而

四月

諸太史隱居向日光分至河內為淨法後老中對馬也
尾上使者之口紙紙在色隱居面拾方石以上去使
札若下之使札之口紙紙

右通三方相解以上

三月

一日光泰清回侍從上志至金宗持長諸皇太子改
右通波著用之口紙紙

一 河山道中不入合指一經方相字水合近一泰清換
口紙紙以上

右通万石以上之口紙紙相解以上

日光山系清之口紙紙為先波河山分元中對馬也
口紙紙之口紙紙

右通万石以上之口紙紙相解以上

六月

市谷河門分牛込河門之口紙紙與進年櫻魚肉者至中
野山敷生河制禁之口紙紙在知不居以上以後在
場而白魚肉者至之者急度可也

右之口紙紙向口紙紙相解以上

六月

淨園院極才河之口紙紙

松平加賀守
松平托後守
松平下總守
牧野佐渡守
酒井譜政守

右、通、下、相、在、以上
也、指、上、不、及、也
以上分、批、上、物、及、公、心、沙、法、事、相、候、沙、精、進、相、由、者
批、上、公、心、沙、法、事、中、為、同、沙、機、候、沙、水、菓子、一、度、一、五
以上、沙、精、進、相、沙、者、者、批、上、及、公、心、沙、法、事、中、有、者

五月

今度、淨園院、梅、沙、法、事、中、表、向、向、及、系、備、具、又
沙、法、事、中、沙、法、事、中、出、上、者、也、沙、法、事

免

- 一 今度、於、東、廠、山、沙、法、事、中、有、通、立、合、内、分、合、一、法、公、
- 一 勿、漏、携、同、須、或、公、龜、合、式、繩、懸、公、批、候、者、為、全、國、事
- 一 沙、法、事、中、當、法、鳴、物、系、礼、法、事、等、及、相、止、事

六月

- 一 云、九、十、日、立、増、在、沙、法、事、中、為、沙、法、儀、明、可、沙、公、九、上、也
- 一 出、上、事

一 右為江統儀在國在邑、向、五方、石、上、七、使、札、五、方、祭、下、
七、札、札、可、以、為、紙、公、事、
右、通、可、以、相、解、以、上、

六月廿日

武家嚴制源續篇卷之二十

一 地神經讀、盲目、官位院号、袈裟、淨律、止、
先年、以、作、出、以、受、在、國、而、有、格、成、之、相、少、一、方、向、好、
在、市、以、為、格、少、早、之、極、急、度、可、以、中、付、以、以、上、

申九月

右、通、可、以、相、解、以、上、

一 右、深、法、後、有、率、去、月、向、國、持、眾、表、向、一、向、老、中、宅、上、
那、十、百、以、使、者、以、機、極、可、以、何、公、事、
但、對、馬、守、宅、上、十、使、者、一、指、紙、以、不、及、以、

一 屬之間諾爾、同派類、信諸者、以諸物、以諸人、為
何、以機、極、明日、以、時、光、城、丁、年、事、

但西九月者、出、江、不及、也、

鳴物、今、十日、未、九、十、言、近、停、告、但、當、法、不、若、事、
右、題、可、以、在、解、公、以、上、

九月十日

文昭院、極、弟、許、法、事、中、七、面、忌、

覺

一 未、月、於、增、上、寺、法、事、中、茶、之、通、或、日、之、合、也、合、在、
携、月、之、須、或、于、法、合、或、者、繩、玉、以、預、

一 許、法、事、中、普、濟、鳴、物、祭、法、事、等、之、及、相、止、事、以、上、

九月

增上寺、許、法、事、

十月

十日

初日

十一日

中日

十二日

結願日

免

一 當、十月、增、上、寺、

許、靈、屋、

許、祭、詣、

一 國、持、以、品、以、上、之、向、矣、許、法、事、以、上、之、向、衣、冠、下、裝、

每十月十日增上寺上在豫祭但於屋位、而共
父不出、中、下、豫祭事

行列在出向

江譜代衆

中大名

厚、同法

幕、同法類

奏者番

諸不更、江、改人等

石衣冠下、腰中、太刀、笏、之、十月十日、增上寺、下、出、事
石、何、も、休、者、小、勢、一、後、連、出、事

九月

行列、事

万石以上、諸番、以、諸、改、人、儀、在、中、下、出、事

是

休、事、以、列、諸、太、吏、之、可、り

一 國、持、江、京、以、上、并、江、譜、代、江、京、以、上、并、豫、祭、事、江、唐、門、外、向

一 御、門、外、向、事

一 鷹、之、間、信、江、京、以、上、豫、祭、勅、額、門、外、向、御、門、外、事

一 高、家、元、方、人、供、奉、行、列、可、以、出、事、之、事

松平加賀守

松平肥後守

松平下總守

牧野河内守

酒井讃岐守

右分當十月法事為同法機嫌法事菓子一度法
献上之精進咽之青者不及献去

右外左府在方石之上分不及献之物法事亦法
指之者不及献去

右通可相事也

九月

牛車大車地車 亦為附馬也引通之儀法事
障之不成棟之相觸之文道以又之櫻子在成法生
之人之在寺家通引通之儀比日也神田法之間一所日
久次所店仁法清神田相之傳在店法六之者
有人之車之引牛之梯方町通之儀同町之儀也
初八之十五之成法者車引之引八之早也平定先
年之夜之解書之儀忘却法之儀不届也
仁法清之死屍法六者之儀也 亦付自今車引馬車
引通之儀也夜相守可申之儀也後法事之者家通也

怪我人於在者為人太重其法至以法月今日
江上與其主人家主人組名王成其法谷之
作月公在公者云事之或入在法一月公兼事
依以者可為越法以法中地情右情一在也委
細一解知者也

右通可致相觸以
申九月

右通可致相觸以

免

一 尚十月十日法事在法中法事在法中法事在法中

一 尚十月十日法事在法中法事在法中法事在法中

一 尚十月十日法事在法中法事在法中法事在法中

一 尚十月十日法事在法中法事在法中法事在法中

一 尚十月十日法事在法中法事在法中法事在法中

一 尚十月十日法事在法中法事在法中法事在法中

一 尚十月十日法事在法中法事在法中法事在法中

一 尚十月十日法事在法中法事在法中法事在法中

一 尚十月十日法事在法中法事在法中法事在法中

六十万石以上

二十万石至六十万石

- 一 同 二枚 五方石九方九方石
- 一 同 一枚 拾方石以上稿子
- 一 方石下者所奉是沙法事之稿上本之品一枚

是

- 一 方石上之西沙香真献之使者慰斗月长稿相
- 一 六时表门在慈方丈上之献事
- 一 方石下之石上之西使者慰斗月长稿与四时
- 一 九时之月表门通以指慈之方丈上之相纳也
- 一 以外之西使者慰斗月长稿与九时方八时之月表门

通以指慈方丈上之相纳事

右通十月十五日可也献上之

心且状改磬上之玄猪之沙法依沙法事中有本月
 共六日沙法依之有之公世后之在去七日於
 殿中 再建能也与夜之市者其也沙法依
 为之一也方之沙法依之

十月朔日

升上遠江也

本月十日增上

沙法依也

是沙法依也

大納言梅 所名代在公孝同院祀儀也 所名代中殿
公孝之足合不込合梅之足波公以上

十月

十月十六日増上寺

文照院梅 所靈屋 所麻布

大納言梅 所世室 所春流 所以到 所米上度所
法事正月

公方梅 所系流 通下長公 所公 所同 所系流 所向者
至下以後系流 所下公事

十月

常憲院梅 所廿三画 所志 所再越

於東廡上 所法事

十月十六日 神日

七日 中日

八日 結願日

松平加賀守
松平肥後守
松平下総守

牧野河内守

堀田伊豆守

右の如く重月沙汰の中は何れも機嫌清水菓子一庄可有献古沙精進明の沙者一言献上不及

右の亦在府より石の上に分取上物、又沙汰事相済沙精進明の沙者指上不在

右の越可相達

右の於左殿山 沙汰事申すに在式小答内奉

合ては白布扁振問の須式、花合式大繩要紙魚の如き用

一 沙汰事申すに在式小答内奉

十月

覚

一 一万石以上の名は、沙汰事申すに在式小答内奉

一 九時より午後三時迄、東の方沙汰事申すに在式小答内奉

一 沙汰事申すに在式小答内奉

沙汰事申すに在式小答内奉

右通十月十日可支款之

免

尚三月十日所法事相解 所呈原旨之事情

豫美儀事之由 至所引後札之事

豫美儀奉之由 其在延信札之被布衣之裝束之本

之事情又之由 其信之事情之由 其信之事情

之由 其信之事情之由 其信之事情

與谷中之根之考勝之由 其信之事情

所香奠獻上之費

一 白銀拾枚

六十萬石以上

一 同 五枚

三十萬石 五十九萬石

一 同 三枚

拾萬石 廿九萬石

一 同 或一枚

五萬石 九萬石

一 同 一枚

一萬石 四萬石

一 同 一枚

拾萬石以上 賜子

去方石以下 米湯遠志 沖法事 在桶之裏 分同一枚

以上

費

去月十日東廠山

所無產

所奏備

一 國持四石以上 并 沖法事 四石以上 之由 衣冠下 跪之 去月

涉法事相濟公存十日 惣寺社有之公普石出
下之相解公存上

是

去年年利根川河内江河原涉法事并此入
用者武至常陸上野安房上総下総上総
郡の以普の太入用令言の内指安一之從
公儀に指加其餘廿七ヶ国、涉領和領寺社
殿之、不殊高百石有根七文七下、村、
九之、南申三月を限月上納、公普石出涉法事

小泉寺古丈内山七ヶ国伊本左千所 涉上源
之米四ヶ町可上納

一 寺社願儀涉科之者、其之能 涉代官に
集和願近以共其不願主地、百集、涉代
官、願、主地、乃、是、亦、右、涉、代、官、に、内、可
波上納事

一 寺社願、後涉科相願、并、込、高、向、備、取、之、
其、村、在、之、日、集、公、普、石、出、右、之、舞、令、病、齋、
上、洛、願、知、高、別、紙、業、文、通、手、涉、勘、
室、別、古、涉、指、公、存、互、之、寺、社、領、儀、之、太、

通最齊、此立以分、
社頌知之書加、
高勉之令相納、
元、頌知之書、
可五、

中九月

免

一 高何程

何國何郡

何村

但洋欲高也、

何同何類

何村

一 高何程

但右同斷

